

HPV ワクチンの副反応被害者が置かれている状況

(HPV ワクチン薬害訴訟の原告らの状況)

HPV ワクチンの副反応被害者らの多くは、12歳～16歳時に接種を受けました。被害者らは、副反応についての周知がなされない中、医師からさえも詐病扱いを受け、たいへんな思いをして医療機関を探しています。厚労省が指定した協力医療機関も機能しておらず、治療体制があるとは到底言えません。

被害者らが副反応に苦しめられてきた接種後の数年間は、10代～20代という未来が切り開かれる筈の大事な時期です。そのような時期に、被害者らは、本来の学校生活を送ることができなくなり、同級生らからとり残され、将来の見えない生活を送っています。

HPV ワクチン薬害訴訟の原告123名(17歳～24歳)の現状は、以下のとおりです。

1 医療機関について

(1) 原告らが接種後に受診した医療機関数

1人あたりの平均受診医療機関数 **13.4医療機関**

(10病院以下-48名, 11～20病院-57名, 21病院以上-18名)

(2) 厚労省指定の協力医療機関の受診状況

① 一度でも協力医療機関で受診したことがある原告 **123名中 105名**

⇒ 現在も協力医療機関を受診している原告 **123名中 30名**

② 現在も原告が利用している協力医療機関数 **全国85病院中 10病院**

ただし、30名中20名は1病院に集中(鹿児島大学医学部・歯学部附属病院)

⇒ この1病院を除くと、9病院で10名が受診しているのみ

(3) 遠方の医療機関を利用せざるをえない状況

居住する都道府県外の病院を受診した経験 **123名中96名(約80%)**

例) 北海道→静岡県へ、関東地方→鹿児島県へ、関西地方→東京都・鹿児島県へ、
中国地方→三重県へ

(4) 医療機関(協力医療機関)における詐病扱いの状況

多くの原告らは、医療機関で詐病扱いを受けており、厚労省指定の協力医療機関も例外ではない。

(原告らが、協力医療機関で受けた扱いの具体例)

「医師は、娘を見て、『子宮頸がんのワクチンの副作用という動画をみてまねしている。演技しているだけ。』 ということです。そして、私（親）に向かって、『親が騒ぐから治らない。』『副作用と言って騒いでいる人たちの半分はそうです。』『検査していいの？ 検査して異常なしと言われて困るのはお嬢さんですよ。』 と言ったのです。」

「『ワクチンとの因果関係を調べることはしていない、原因究明はしない。ワクチンのせいでこんなふうになったと思わない方がいい』 と言われました。」

「『（国の責任なんて）絶対に認められない。今でも医療費がかかって国の財政が大変なのに、さらに補償を認めたら大変なことになる。線引きも難しい』 などと言われました。その上で『どうする？（次の）予約とる？』 と聞かれました。予約はしませんでした。」

「『私は、子宮頸がんワクチンによるものとは全く思っていませんし、ありえません。症状は精神的なものによるもので、娘さんが嘘をついているだけです。』 と言われました。」

「『本当にそうなの？』 『演技、うまいね。』 と言われました。」

「『子宮頸がんワクチンに副作用はない。そんなの無い。認めてほしいのか。』 と言われました。」

「車椅子で連れてきた娘に、医師は、歩いてみて、と指示し、娘は車椅子から立ち上がってやっとの思いで歩きました。すると、医師は娘に向かって、『ちゃんと歩いてくれる？』 と言い、『ワクチンの副作用のわけないからな。』『何もすることないけど、予約する？』 と言われました。」

「『HPVワクチンの副反応は信じていない。一部の医者が因果関係があるというからマスコミが取り上げて、それを見た人が副反応だと言い出して困っている。』『家庭や学校に問題がある。』『この年で精神病院もねえ。』 と言われました。」

2 学校生活, 中退・卒業後の生活について

(1) 進路変更(進学断念、中退、通信制への進学先変更や転校)を余儀なくされた原告

123名中 73名 (約60%)

(内訳)

- ・高校または大学への進学を断念(受験を断念) 18名
- ・進学したが中退(通学を断念) 13名
- ・全日制への進学を諦めて通信制等へ進学(卒業, または在学中) 19名
- ・進学後, 通信制へ転校して卒業(または在学中) 23名

注1) 志望校や志望学部を変更していても, 全日制の普通高校もしくは大学に進学している限り, 進路変更としてカウントしてない

⇒ 志望校や志望学部等の変更を含めた実質上の進路変更は73名より多い

注2) 最終学歴でカウントしている

例: 普通高校進学 ⇒ 通信制へ転校 ⇒ 大学進学断念の場合は「進学断念」でカウント

注3) 原告123名中, 留年経験者は20名。

原告らにとって, 通学を継続することがいかに困難であるかが判る。

それとともに, 原告らが, 同級生らからとり残されてしまっても, なお, 「学校に行きたい」との希望を持ち続けてきたことが判る。

(2) 中退ないし卒業後, 就職も進学もできず, 自宅もしくは入院先で過している原告

123名中 31名 (約25%)

以上